

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年9月10日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

1 競争入札に付する事項

(1) 契約件名

愛媛地方税滞納整理機構移転業務委託契約

(2) 業務内容

愛媛地方税滞納整理機構の一時移転に伴い、移転先への什器・備品、書類等の搬送業務及びこれに付随する業務を行う。

(3) 移転業務の仕様

別紙、移転業務仕様書のとおりとする。

(4) 契約期間

契約日から令和元年11月30日まで（移転準備に係る養生、施工作业及び片付けを含むものとする。）

(5) 入札方法

入札は、(2)についての総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積る契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部に照会する場合がある。

(1) 愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第10号）に基づき、入札参加資格者名簿に、「役務の提供」として登録があるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。

(5) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②か

ら⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 愛媛県内に事業所を有し、平成29年9月1日以降に、愛媛県内の官公庁等（大学、公立学校を含む。）と、今回の入札対象と同様（住所地が異なる地点へ運搬車両を使用するの移転業務に限る。）の契約を2件以上締結し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書の交付及び現場説明会に関する事項

(1) 入札説明書の交付場所及び問合わせ先

郵便番号 790-0001

松山市一番町四丁目1番地2

愛媛地方税滞納整理機構総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

(2) 入札説明書の交付期間

公告の日から令和元年9月19日（木）午前11時00分までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、上記3の（1）の場所において入札説明書を交付する。

(3) 現場説明会

日時 令和元年9月17日（火）午前11時00分

場所 松山市一番町四丁目1番地2

愛媛地方税滞納整理機構

4 契約条項を示す日時及び場所

入札説明書の交付と同時に、契約書案を交付する。

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和元年9月20日（金）午前11時00分

(2) 場所 松山市一番町四丁目1番地2

愛媛地方税滞納整理機構会議室

6 入札無効に関する事項

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに

該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に〒の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

7 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 落札者の決定方法
 - ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。
この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。
- (5) 再度入札
再度入札は、2回まで行うものとする。
- (6) 契約の停止など
愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (7) その他
詳細は入札説明書による。

令和元年 9 月 10 日

愛媛地方税滞納整理機構移転業務仕様書

1 業務概要

愛媛地方税滞納整理機構（以下「本機構」という。）の移転について、本機構が指定する場所への什器・備品、書類等の搬送業務（以下「本作業」という。）及びこれに付随する業務を行う。

2 履行場所

(1)搬出元 愛媛県松山市一番町四丁目 1 番地 2 「愛媛県自治会館」 5 階

(2)搬入先 愛媛県松山市大手町一丁目 7 番地 3 「松山大手町ビル」 2 階
（「松山大手町ビル」は、エレベーターなし、階段のみ。）

※以下の内容から履行場所は建物名で表示する。

3 履行期間

契約日から令和元年 11 月 30 日まで（移転準備に係る養生、施工作业及び片付けを含むものとする。）

※移転作業日は、11 月 9 日（土）、10 日（日）及び 11 月 16 日（土）とし、すべての業務を 11 月 30 日（土）までに完了させること。

4 質疑事項

本作業及び入札に対する質問は、令和元年 9 月 19 日（木）午後 3 時までに FAX にて申し出ること。

5 現場説明会

日時 令和元年 9 月 17 日（火）午前 11 時

場所 愛媛県松山市一番町四丁目 1 番地 2 「愛媛県自治会館」 5 階
愛媛地方税滞納整理機構

6 委託契約

受託者との契約は、以下のとおりとする。

(1) 契約は、移転にかかる人件費、車両費、資材費等の総価契約（落札決定にあたり、入札書に記載された金額に 10 パーセントに相当する額を加算した金額）とする。

なお、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 受託者に対する委託料の支払いは、受託者に対して別途締結する業務委託契約に基づき、業務完了報告書を受領し、完了検査に合格した後、受託者からの請求書の提出後 30 日以内に委託料を支払うものとする。

【入札時金額記載の注意事項】

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）

7 検査

業務完了報告書を受理してから10日以内に完了検査を行う。

8 一般摘要事項

この仕様書は本機構が委託業務の概要を示すものである。この仕様書に記載されていない事項については、受託者は、本機構と協議の上、実施するものとする。

9 基本作業計画書等の作成

受託者は、本機構が指示する「移転基本日程」に基づき、本機構と協議の上「基本作業計画書」を作成し承認を得ること。

10 移転準備説明会

受託者は、本機構が指示する日時に、本作業に関する詳細事項及び留意事項等について、移転準備説明会を行う。なお会場については本機構が準備する。

11 作業時間等

(1)本作業は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間とする。（車両等の進入時間については、別途協議するものとする。）

(2)受託者は、本作業を円滑に遂行するため、本機構との連絡を密にして、日程及び時間等の調整を十分に行うこと。

(3)作業時間の延長等変更が必要となる場合は、双方協議の上決定する。

12 作業条件

(1)突発事案が発生した場合、本作業は原則として中止又は変更する。この場合、移転日程等の措置は、本機構と協議して決定する。

(2)受託者は、許可なく移転作業場所以外に立ち入らないこと。

(3)受託者は、移転作業場所であっても、本機構が定める職員の立会い若しくは許可が必要と指定された場所に立ち入る場合は、本機構所属責任者の指示を受けること。また愛媛県自治会館に設置されているエレベーターは原則として専用使用できる。ただし、移転当日の使用については本機構と協議する。

(4)受託者は、1名以上の移転作業責任者を置き、本機構と綿密な連絡を取りながら本作業の計画・準備、その他必要な作業に従事させること。

13 養生

(1)養生場所

受託者は、物品等搬入により、損傷のおそれがある場所については適切な養生を行うこと。

(2)養生期間

本機構の指示する日から作業が終了するまでの期間とする。

(3)養生の撤去

受託者は、作業完了後、速やかに養生の撤去を行うものとする。

14 梱包資材

(1)書類等の梱包に必要なカートンケース、クラフトテープ等の梱包資材については、受託者が準備するものとし、本機構が要求する資材を指定場所、時期までに供給すること。

(2)移転後、不用になった梱包資材については、受託者が速やかに回収・処分すること。ただし受託者が供給した梱包資材に限る。

15 梱包開梱作業

書類等の梱包、及び開梱作業は本機構が行う。

16 作業実施上の留意事項

(1)移転物品等に破損、損傷を与えないように本作業を行うこと。

(2)作業中に予想される降雨等天候の変化に対し、十分な対策を講じること。

17 事故対策

受託者は、法令を遵守するとともに、事故防止に万全を期すること。なお次の各項の事故が生じた場合は、受託者の責任と負担において対応すること。

(1)受託者の責に帰する第三者及びその関係者、受託者の作業者の人身事故。

(2)作業車両等による全ての車両事故。

(3)敷地内通路の縁石、植栽及び建物とこれに付随する設備に対する事故。

(4)その他受託者の管理責任に帰する事故。

18 遵守事項

受託者は、次に定める各事項を遵守すること。

(1)本作業の従事者は服装の統一、名札、腕章等を着用し、第三者が本作業従事者であることが明らかに認識できるようにすること。

(2)作業に直接関係のない場所に立ち入らないこと。

(3)作業に直接関係のない場所に支障を与えないよう十分配慮すること。

(4)本作業遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(5)受託者は、正当な理由がない限り梱包を開梱し、又は勝手に抜見しないこと。

(6)移転時に使用する車両はアイドリングストップを励行すること。